

川崎市開発審査会提案基準第6号

(昭和58年 4月 1日制定)

(平成 6年 1月14日改正)

(平成13年 5月18日改正)

(平成20年12月 1日改正)

「開発行為に相当しない“土地の区画形質の変更”に伴う建築物」 に係る特例措置

市街化調整区域内における都市計画法第4条第12項に規定する開発行為に相当しない“土地の区画形質の変更”に伴う建築物に係る建築行為に関する「令第36条第1項第3号ホ」の規定の運用基準は、当該市街化調整区域内に建築することがやむを得ないと認められるもののうち、申請の内容が、次の各項に該当するものであることとする。

- 1 主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的以外の目的で行う土地の区画形質の変更により設置される施設又は設置されている施設（以下「当該施設」という。）と密接な関連を有するものであって、当該施設の利用上直接的に附帯し、必要不可欠と認められる建築物（以下「当該建築物」という。）であるものであること。（例 テニスコート、運動場、墓園等の管理棟など）
- 2 当該建築物の建築面積は、原則として当該施設面積の2パーセント以下とし、延べ面積は4パーセント以下であること。
- 3 複数の建築物を建築する場合は、当該建築物の合計の建築面積は、原則として当該施設面積の4パーセント以下とし、合計の延べ面積は8パーセント以下であること。
- 4 当該建築物の高さは、第1種高度地区の高さ制限に適合するものとする。
- 5 当該建築物は、当該施設の区域内であること。ただし、当該施設の利用方法及び当該土地の状況を勘案してやむを得ないと認められる場合は、当該施設に隣接する土地の区域内であること。